

「シウ」・「シユ」・「シユウ」

江口, 泰生
九州大学大学院博士課程

<https://doi.org/10.15017/10444>

出版情報 : 文献探究. 18, pp.18-28, 1986-09-18. 文献探究の会
バージョン :
権利関係 :

「シウ」「シユ」「シユウ」

江口 泰生

一 「ウ」と「ユ」の分布

現在、日本漢字音に於いて、「イ段仮名十ユウ（ユ・ユク）」で表わされる、所謂「ウ段拗音」は、古く「ウ」・「ユ」・「ウ」・「ユ」等の多様な表記が存在し、それらの相互の関係については、諸家により、論じられてきた。^{註1}

平安末期の日本漢字音の中で、漢音系字音に於いては、「ウ段拗音」の漢字は「表1」に示した様な仮名書き音形で出現する。

韻料	東(拗)	庚	尤	幽
(A)	キウス シウイウ フ	ク シウ ユ	キウ シウ フ	キウ シウ フ
(B)	ホウ フ	ホ フ	ホ フ	ホ フ
(C) (分行的み)	シウ スウ	シウ ス	シウ ス	シウ ス

「表1」漢音系字音に於ける、所謂「ウ段拗音」の仮名書き音形

(備考)

(A)の「ス」・「シ」の「スウ」は共に「崇」字で、る類介母の脱落形かと思われる。
 (C)で「シユ」となるものには「珠」・「主」・「朱」・「取」がある。「シウ」となるものには「聚」・「聚」がある。
 (B)で「シユ」となるものには「海」・「首」・「周」・「知」・「秋」・「債」・「収」・「敷」・「厨」・「厨」がある。
 (C)の「シユ」となるものには「柏谷嘉弘氏」(B)

資料名の(A)は「図書」
 東本文鏡秘府論字音点
 (B) 柏谷嘉弘氏 (C) 興福寺本 大徳思寺三蔵法師伝古點の國語學的硏究 (築紫島裕氏) (C)は「長承本蒙求字音点」(築紫島裕氏)に拠る。表中カッコ内の仮名書き音形は唇音の場合、傍線を施した仮名書き音形は多く出現する形。

「表1」に拠って、漢音系字音資料に於いては、「ウ」形が原則的であるが、(A)・(C)に拠って、庚韻・尤韻に「シウ」形他に「シユ」・「ス」という仮名書き音形が出現する事がわかる(但し、「シユウ」形は僅少である)。

ところが、漢音系字音と比較すると、和化の程度が甚だしい呉音系字音資料に於いては事情を大きく異にする。例えば、『法華經』の音義書の仮名書き音形に於いて、サ行の場合は全て「シユ」・「シユウ」・その他のタ行・十行・ラ行の場合、「チウ」・「ニウ」・「リウ」とあり、頭子音の差によつて「ユ」・「ユウ」系統の表記と「ウ」系統の表記とが相補分布の關係をなしている。

従つて、「ウ」系統の表記と「ユ」・「ユウ」系統の表記とが相補分布をなすという点を重視する事によつて、或いは又、同じ韻の中に「ウ」形と「ユ」形とが出現するという点を重視する事によつて、両者が同音異表記であると見做す立場には、相応の根拠があると考えなければならぬ。

しかし一方で、大量の仮名書き音形を収録し、「吳音研究の有力な資料」であるという指摘のある安田樞官蔵『大般若波羅蜜の經』に於いては、「ウ」系統の表記と「ユ」・「ユウ」系統の表記と

ウ「形」と④ウ「形」とが相補分布をなす資料があるが、この事象の解釈

①「ウ」「エ」「オ」のユウ「時」に「シウ」「シユ」「シユウ」三者の関係

②④①と関連して、所謂「直音表記」「類音字表記」の準仮名表記「」の位置付

二 法華經單字の所謂「拗音」表記

前節で述べた如く、所謂「ウ段拗音」の漢字は、漢音系字音に於いて「ウ」形で出現するのが普通である。従つて、この仮名書き音形を有する漢字を「拗音」漢字と称するのは、必ずしも適當ではない。本稿では、従来、「直音」漢字と呼ばれてきた漢字をA類、「拗音」漢字と呼ばれてきた漢字をB類と称したい。

さて、日法華經單字と回系統の反切を有するといわれる九条本「法華經音」の反切に於いて、B類——即ち、所謂「拗音」——を表わす為の反切上字と反切下字との組み合わせとして、「エ・B類+A類」・「A類+B類」・「B類+B類」の三種が存在すると言われている。

ところが、「法華經單字」の反切に於いては、ある一様の漢字の反切を除いては、「エ・B類+A類」の形式を有する事はない。そこで、先ずⅡの形式とⅢの形式とを調査する。

Ⅱの形式に属する反切は、次の如くである（行韻・用例。法華經單字の漢字の類「示」）。

- ラ行(東) 力勝(西) 力正(瓊) 力張(京) 力生(鹿)……
- カ行(東) 力長(瓊) 力曉(鈴) 力經(冷) 力生(鹿) 力……

ナ行(如) 忍慮(女) 尼序(66)

カ・ガ行(東) 去今(55) 坑 古今(51) 驚 去量(9) 音聲 古今(54)

頭 政生(99) 音聲 古今(1) 響音 去今(54)

マ・バ行(江) 彌昔(9) 萬量(52) 白 房昔(60) 兵 非名(53)

音名 元并(5) 傳 普丁(55) 音屏 比今(16) 並 復今(9)

夕・夕行(江) 地勒(5) 除 墮慮(6) 陽場 度今(5) 長 智量(5)

音質 知量(5) 音聽 知量(5) 音勒 注濁(5)

サ・ヤ行(續) 此陵(52) 此捉(5) 此逆(5) 此初(5) 此如(5) 此車(5)

音植 七車(5) 音聲 此逆(5) 音莊 此今(5) 疾生 色今(5) 音精 此今(5) 音季 自量(5) 音音 此今(5) 音昇 此陵(5) 音 華

百(6) 滴 丁歷(5) 音若者(5) 弱 如昔(5) 音勒 注濁(5) 音聲者 以上

Ⅲの形式に属する反切は数量的に少なく、前述のⅡの形式と類の分布・日本漢字音の行の分布が重なり、その反切によつて表わされる音形に差違を生じないので、結局、ⅡとⅢの形式は反切下字がB類を表わす契機となつてゐるものと考えられる。

この様に、反切下字がB類を表わす契機となつてゐるものには、反切下字がヤ行の頭子音を持つ場合がある（次例）。

灌 比世(52) 似 似耶(55) 者 之夜(52) 且 七夜(12) 寫 作野(59) 借 之世(56)

これらは全て、反切上字が唇音のA類漢字、反切下字がヤ行の頭子音を持つ漢字という点で纏める事が可能である（これをⅣの形式

とする。

従つて、日法華經單字の反切はB類漢字を反切下字に用いる事によつて、反切歸字がB類である事を示す(II・IIIの形式)といふ原則で行なわれているが、但し、反切上字が齒音のA類漢字、反切下字がヤ行の頭子音を持つ漢字の組み合わせの場合(IVの形式)も反切歸字はB類となるという事にならう。

この様に、日法華經單字に於いては、反切下字が反切歸字のA類・B類を決定する。ところが、Iの形式に属する漢字は次の如くである。

- ①(東)終 受風(5) / 充 蛇風(6) / 衆 者諷(3) / 雙 壽宿(7) / 宿 者福(4) / 宗 者風(8) / 鐘 者踊(15) / 從 受空(16) / 縱 受風(17) / 種 者諷(18) / 腫 者踊(19) / 誦 蛇伏(20) / 詎 受踊(21) / 頌 壽伏(22) / 數 者有(23) / 珠 者俱(24) / 殊 者有(25) / 妹 者不(26) / 鉄 者有(27) / 輸 者有(28) / 主 者有(29) / 樹 受善(30) / 聚 蛇善(31) / 對 者善(32) / 須 作珠(33) / 須 者滴(34) / 趣 者久(35) / 取 者故(36) / 村 受意(37) / 竹 者分(38) / その他 純(39) / 津(40) / 旬(41) / 權(42) / 順(43) / 出(44) / 怒(45) / 跋(46) / 瘦(47) / 囚(48) / 修(49) / 周(50) / 醜(51) / 受(52) / 手(53) / 首(54) / 舌(55) / 呪(56) / 春(57) / 按(58) / 數(59) / 驚(60) / 就(61) / 守(62) / 収(63)
- これらの諸字は、日本漢字音のサ行のウ段B類漢字であると言つて良さそうである。しかも、九条本、法華經音とと比較すると次の如き例が散見する(上欄に九条本、下欄に保本を示す)。
- | | | | | | | | |
|-------|-----|---|----|---|-----|---|----|
| (1) 修 | 者主反 | 修 | 者有 | 數 | 者主反 | 數 | 者有 |
| 首 | 者主反 | 首 | 者有 | 収 | 者主反 | 収 | 者有 |
| 呪 | 者主反 | 呪 | 者有 | | | | |
| (2) 主 | 者主反 | 主 | 者有 | 手 | 者主反 | 手 | 者久 |
| 怒 | 者主反 | 怒 | 者不 | | | | |

- (3) 守 者主反——守 者故
- (4) 醜 者主反——醜 者久
- 對 者主反——對 者善
- 酒 者主反——酒 者有
- 妹 者主反——妹 者不
- 殊 者主反——殊 者有
- 酒 者有

日法華經單字の反切は、「イ本」と一致するもの(4)もある。又、反切下字が一致しないもの(5)もあれば、九条本、法華經音で主である反切と一致するもの(6)もある。この様に、特定の共通性を見出せないという事は、日法華經單字に於けるIの形式の独立性——即ち、Iの形式がサ行のウ段にのみ用いられる事——を示すと共に、日法華經單字に於いてこの事が徹底的に行なわれている事を示すと考へて良いてあらう。

Iの形式がサ行のウ段にのみ用いられるという事に対する例外は二点に纏める事が出来る。一つはサ行のウ段B類漢字でありながら「B類+A類」という形式に属しないもの、一つは「B類+A類」という形式に属する様に見えるながら、サ行のウ段B類漢字ではないものの二点である。

前者は、前掲の用例(6)に傍線を施した「須 作珠反」の反切である。しかし、この「須」字には、もう一つの反切「須 者滴反」(反切下字「滴」は、「雨」「俱」等の誤りか)という反切があり、これは「B類+A類」の形式をとっている。「須 作珠反」の反切は、或いは「須 者滴反」の反切と異なる音形を示すものかもしれない。いずれにしても、この例のみを以つて、サ行のウ段B類漢字は「B類+A類」という反切の形式を有するといふ帰結を全面的に否定する事は出来ないであらうと思はれる。

次に、後者の例外は全て、齒音のB類漢字+A類・与・與」の形式であつて、反切下字がヤ行の漢字に限られる(次例)。

汝 若与(4) / 若 汝藥(5) / 所 者与(7) / 助 蛇与(4) / 處 者與(8)

「法華經單字」の反切下字で、ヤ行の漢字は「世・夜・耶・榮・喻・唯・遊・由・俞・与・與・餘・羊・遙・敘・容・羅・囉・羣」がある。呉音系字音で本来日類の韻形を取り得ないもの(唯・遊・羣・囉・羣)を除けば、歯音の反切上字と組み合わせられないもの(遊・由・餘・羊・容)を除けば、歯音(サ行・ナ行)の反切上字とヤ行の反切下字との組み合わせの時は、反切母字が日類となると考えられてきたのである。

既に、IVの形式として、反切上字が歯音のA類漢字・反切下字がヤ行の頭字音を持つ漢字の組み合わせの場合、反切母字が日類となる事を述べた。とすれば、ここでは反切上字が日類である事は意味がなく、反切上字が歯音の漢字・反切下字がヤ行の漢字である事に反切母字が日類となる理由があると考えられよう。つまり、IVの形式に於いて、反切上字がA類に属するか日類に属するかは、反切母字のA類・日類の決定には関与しないと考える。従って、「日類+A類」という形式に属しながら、サ行のウ段日類でない漢字(若・所・助・處)は、IVの形式として考えねばならないのであって、必ずしも例外とは言えない。

結局、「法華經單字」に於いて、反切上字が反切母字のA類・日類の決定に関与しているものは、サ行のウ段のみであると言えよう。それ故に、

- 楚 初其(55) / 犁 尺徒(7) / 曠 尺人(8) / 屬 初見(19) / 産 所見(20) / 聞 尺徒(10) / 穿 尺徒(10) / 深 蛇怪(2) / 母 所葉(36) / 色 所力(25)

は、「日類+A類」の形式を採りながら反切母字は日類とはならないのであると考えられる。既に、IIの形式とIIIの形式との間に差違を認めず、共に反切下字のみが反切母字のA類・日類の決定に関与している事を述べた。仮に、反切上字が関与するのであれば、右述

の例(楚・犁・曠)も日類となる筈だからである。

三 「ウ」形と「エ」形、「ウ」形の対立——「法華經單字」の反切の導入——

これまで、「法華經單字」のサ行のウ段日類漢字の反切上字と反切下字の組み合わせが他と異なる事を述べた。ところが、サ行以外のウ段日類漢字は、基本的に「A類+日類」の形式を有している(次例)。

- (b) タ・タ行中 知龍(2) / 虫 都重(35) / 蟲 都重(35) / 重 持龍(17) / 柱 都主(66) / 簾 知乳(5) / 稠 多周(35) / 畫 知主(36) / 餘 知主(36) / 注 丁注(36) / 住 頭久(2) / 初 知柔(34) / 須(3) / 注 丁注(36) / 住 頭久(2) / 初 知柔(34) / 十行乳 如主(37) / 柔 如柔(34) / 十行誓 呂虫(36) / 龍 六中(15)

举例中、傍線を施した「住 頭久」以外は、全て反切下字に日類漢字を有している。とすれば、「法華經單字」の反切に於いて、サ行のウ段日類漢字には「日類+A類」の反切形式が用いられ、それ以外の行のウ段日類漢字には、基本的に「A類+日類」の反切形式が用いられているという明らかな区別をここに指摘する事が出来る。

サ行以外のウ段の日類漢字の反切は全て九条本「法華經音」の一致するか、小異は存しても反切下字だけは一致する(上欄に九条本、下欄に保延本を記す)。全て一致するものは実線、反切下字だけが一致するものは破線で結ぶ。

- | | |
|---------------|---------------|
| 畫 智主(……) 畫 知主 | 龍 六中(……) 龍 六中 |
| 重 持龍(……) 重 持龍 | 柱 都主(……) 柱 都主 |
| 簾 知乳(……) 簾 知乳 | 稠 多周(……) 稠 多周 |
| 注 丁住(……) 注 丁住 | 柔 二書(……) 柔 如柔 |
| 初 智柔(……) 初 知柔 | 乳 如野(……) 乳 如主 |

銚 地喉 銚 (鼻須)

丁住

池須

既に、サ行のウ段B類漢字に於いて、法華經單字Bの反切下字が徹底的にA類漢字を選擇している事を述べた。これによつてサ行のウ段B類漢字のみが「B類+A類」の反切形式を採る様になつたとすれば、この結果、サ行以外のウ段B類漢字の反切と明白な相違が生じたと考えるべきであらう。

さて、サ行のウ段B類漢字に用いられる「B類+A類」の反切形式とサ行以外のウ段B類漢字に用いられる「A類+B類」の反切形式との間の相違は、どの様な意味を有するのであらうか。

先ず、サ行のウ段B類漢字に用いられる「B類+A類」の反切から導かれる仮名書き音形は、「シユ」(「シユウ」)乃至「ス」(「スウ」)以外はない。

充 地 風

ジヤ フウ

シヤ フウ
シヤ+フウ

前節の用例⑤の反切下字によつて、法華經單字Bでは鼻韻・冬韻・鍾韻(但し、「宗」字のみ)に「シユウ」形が出現する事やわらふ。

數 者 有

シヤ ウ

シヤ ウ
シヤ+ウ

前節の用例⑥の反切下字によつて、法華經單字Bでは鼻韻・冬韻に「シユ」形が出現する事やわらふ。注:「シユウ」形をくも韻と

シユ」形をくも韻の違いは、喉内韻尾を有するかの差である。一方、サ行以外のウ段B類漢字の「A類+B類」の反切から導かれる仮名書き音形は次の如くである。

中 知 龍

チ リウ

チ リウ

チ リウ

チ リウ

つまり、この形式の反切は、反切下字を「ウ」系統の音形でよめば反切母字は「ウ」系統の音形が導かれ、「ウ」系統の音形が導かば「ウ」系統の音形が導かれるという構造を内包していると考えられる。

既に、一節で述べた如く、法華經Bの音義書の仮名書き音形に於いては、サ行の場合、「シユ」・「シユウ」の仮名書き音形を有し、それ以外の各行・ナ行・ラ行の場合、「チウ」・「ニウ」・「リウ」の仮名書き音形を有するものがある事を指摘した。又、「ウ」に於いても、その傾向は顕著である。

従来、法華經單字Bのウ段B類漢字について、「反切用字は同じものを用いながらも尚音形としては二類」(①ウ」形と②ウ」形……)が区別されていたとする立場や、同じ韻として「ウ」形と②ウ」形を纏める立場があった。

しかし、サ行に用いられる「B類+A類」の形式の反切は、実質上、「シユ」・「シユウ」形しか表わさない。かつ、法華經Bの音義書の仮名書き音形や「表」のサ行の「シユ」・「シユウ」形と一致する。逆に、サ行以外に用いられる「A類+B類」の形式の反切は、「ウ」・「ウ」・「ウ」の面形を導き、かつ、他の資料に於ける「ウ」形と一致する。従つて、サ行に用いられる「B類+A

類「の反切形式は「シユ」・「シユウ」を表わし、サ行以外に用いられる「A類+B類」の反切形式は、これと対立する形で、「④ウ」を表わすと考えなければならぬ。『法華經單字』に於いて、「④ウ」形と「④ユ」・「④ユウ」形とは、構造の異なる反切を有し、対立していると考える事が出来よう。^{注4}

四 「シウ」・「シユ」・「シユウ」

原理的に言えば、ウ段のB類漢字の二類は、両者共に「A類+B類」の形式の枠内に於いて區別出来ない事はない。サ行のウ段B類の反切下字にはサ行のウ段B類漢字を用い、他の行の反切下字には他の行のウ段B類漢字を用いて、反切下字の構成漢字を共有しなれば二類は保たれる筈である。ウ段のB類漢字以外の諸字は、反切下字によつて類別されている。従つて、サ行のウ段B類漢字に「B類+A類」の形式を徹底して用いた背景には、漢字を類別するといふ以上に、「B類+A類」の形式を用いざるを得なかつた積極的理由を想定すべきかもしれない。ここで想定されるのが、所謂「直音表記」及び「準仮名表記」である。

慈光寺藏『大般若經』を通過すれば、「リヨウ」(麗)・「シヤク」(覺)・「シヨ」(舒)・「ヤウ」(腰)・「キヤク」(謙)・「ニヤク」(弱)・「シヤク」(覺)・「リヤウ」(梁)等、「イ段仮名+ヤ行仮名」によるB類表記が見える一方で、サ行のウ段B類は全て「ス」で表記されている点が注目されるのである(次例)。

スウ 縦 頌 詠 / ス 朱 堅 柱 杖 慈 洲 鑑 醜
スン 淳 准 途 殉 伺

又、一節で掲げた「表2」に於いて、巻何く巻何の間は、「一切」シユ」を用いず、徹底的に「主」を用いる傾向が顕著である(当該

料に於いては「大般若」シヤク」シヨ」が用いられる)。即ち、平安末期から院政期にかけて、ある資料群に於いて、サ行のウ段B類は徹底的に「直音表記」や「準仮名表記」が行なわれていた事になる。

『法華經單字』に於いて、「シヤ」・「シヨ」等に対立する反切の大部分が、「懐 此後」・「捉 此逆」・「初 此如」・「諾 之如」・「徐 自女」・「莫 之慮」・「序 自女」の如く、反切上字に「シ」の音形を有する漢字(子・此・之・自・視)を用い、仮名書き音形の「シ+ヤ行仮名」と対立を見せるのに対し(二節の正の形式の用例も参照の事)、サ行のウ段B類漢字が「B類+A類」の形式を用いる事は、サ行のウ段B類に「直音表記」・「準仮名表記」が表われる事と共通の背景が存在していた為と考えられる。少なくとも、サ行のウ段B類漢字の「B類+A類」の反切形式は、表記の上で「シユ」・「シユウ」を背景としたものではなく、直音表記の「ス」・「準仮名表記の「主」等を背景としたものであろう。とすれば、サ行のウ段B類漢字の反切は、少なくとも仮名書き音形に引きずられない形で成立したと考えられ、反切上字が荷う部分(子音)と反切下字が荷う部分(母音・韻尾)が注のまま露呈していると思定出来る。

そこで、前節(2)の用例により、「④ユウ」形の反切下字が担当するのは、母音と韻尾切である事がわかる。「④ユ」形の反切下字が担当するのは母音切である。一方、「④ウ」形の反切下字が担当するのは、恐らく「ナイウ」と聞えるほどに聲音を切った「母音連続形」^{注5} 或いは切であらうと考えられる。「④ウ」形と「④ユ」形とは、韻母の部分でも対立があったと思なければならぬ。漢音系字音に於ける「④ウ」形と「④ユ」形も同様の対立を有していたものと思われる。又、サ行のウ段B類漢字の反切上字がB類(者・受・蛇・華)である点より、「シユ」・「シユウ」は正に「動音」であった

と考えられる。

問題は、「シウ」形と「シユ」「シユウ」形との関係である。

一節の「表1」(A)・(C)に拠つて、漢音系字音に於ける「シユ」形は「シウ」形より和化になつて、転じた蓋然性が高い。そして、この事は平行的に呉音系字音の場合にも適用出来る。「表2」に出現する「シウ」形をとる諸字は次の如くである(上欄に空田・隆官・政、大般若波羅蜜多經に於ける出現形とその形の出現する巻数、下欄に立韻の字調・韻・反切)。

1 慈シウ	34	平声・尤韻・士尤切
2 戎シウ	53	平声・東韻・如融切
3 驚シウ	38	平声・尤韻・七由切
4 考シウ	59	上声・有韻・契久切
5 洲シウ	52	平声・尤韻・職流切
6 裏シウ	44	去声・宥韻・尺故切
7 裏シウ	47	去声・宥韻・尺故切
8 軟シウ	42	去声・宥韻・舒故切

この内、日立韻の反切とかけ離れた4、5、6、7、8の反切から見れば漢音系字音の疑いの残ることを除けば、全て尤韻所屬字のみである。そして、日法華經單字の反切下字によつて、尤韻が「シユ」形をとる事は既述の通りである。

又、二形で(り)くとして示した九条本、日法華經音の反切には、日類十口類の反切形式と日類十A類の反切形式の両形を有するものがある。日法華經單字の場合から類推すると、前者は「シウ」形、後者は「シユ」形を表わした可能性があると言えよう。この二種の反切形式を有するものは全て廣韻(敷・主・妹)か尤韻(修・首・収・呪・寺・慈・守・酒)であり、後の日法華經の音義書では全て「シユ」形で出現するものばかりである。呉音系字音に於いて、廣韻の「シウ」形はあまり例を見ないので、この点は加

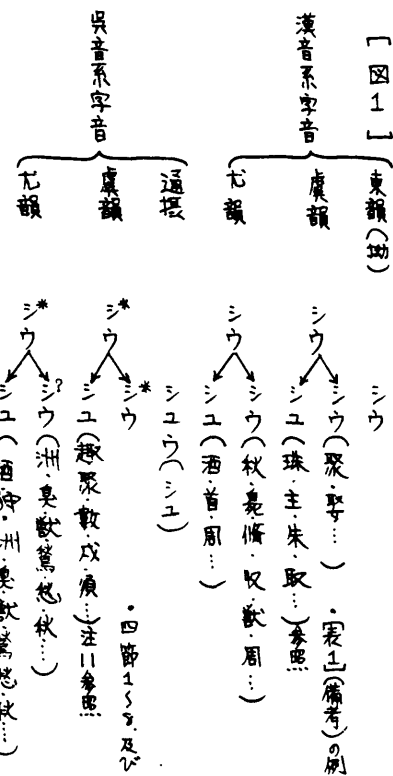
置き、少なくとも尤韻の「シユ」形が別形から転じたものであるとすれば、それは「シウ」形からであろうと言ふ事が出来よう。ここで、呉音系字音に於いても漢音系字音に於いても、「シウ」形は「シユ」形に交替し得るが、「シユウ」形には交替しないと言える。

既に、呉音系字音に於いて、通攝に「シユウ」形が出現する事を述べた。又、「シウ」形が交替し得るのは「シユ」形である事も既述の通りである。従つて、通攝の「シユウ」形は、并時的には「シウ」形に交替する事はないと言えよう。「表1」に拠つても、東韻を含めて「シウ」形が「シユウ」形に転じた例はない。従つて、呉音系字音に於いて、通攝に傾出する所謂「短呼形」は「シユウ」形の喉内韻尾が脱落したものであつて、「シユウ」形が更に転成したものと考えられる。とすれば、平安末期・院政期に於いて、「シウ」「シユ」「シユウ」三者は、全て異形態であると考へねばならぬ。更に、「シウ」形に、母音連続形¹⁾と喉内韻尾形²⁾を認めねばならぬ。

漢音系字音は和化の程度が甚だしくなかつた為、「シウ」形を保存する場合が多く、和化した場合、「シユ」形に転じたものと考えられる。これは、サ行頭字音と母音連続の影響と考えられる。それ故、喉内韻尾を有する東韻の「シウ」形は「シユ」形に転じたものとも考えられる。廣韻・尤韻の「シウ」形は母音連続形、東韻の「シウ」形は喉内韻尾形である。だからである。前者の如き母音連続形や、平安末期・院政期にどの様な音構造として捉えられたかについては、様々の議論がある様であるがここでは詳述しない。ただ、「シウ」形が交替しうる「シユ」形は、少なくとも、直音表記¹⁾或いは「準仮名表記」²⁾とされる点からすれば、一音節単位として把握されて矛盾のない存在であつたと考えられる。とすれば、或いは母音連続形の「シウ」も一音節単位として把握されて矛盾のない存在

である、た可能性があまりはないだろうか。

以上を漢音系字音と呉音系字音とを対比させて図示すれば、次の如くになる(平安末期・鎌倉初期に於ける。*は推定形)。



さて、鎌倉後期以降、特に室町時代以降に漢音系字音に於いて、「シウ」形が「シユウ」形と交替する様になる。平安・鎌倉時代と比較して、「シウ」形が「シユ」形ではなく、「シユウ」形と交替する事、東韻でもこの現象が生じている事、という二点で相違する。既に、平安・鎌倉時代に於いて、母音連続形の「シウ」が一音節單位であり、従って、「ス」・「主」等に表わされる一音節相當の「シユ」形と交替して矛盾を生ずる事はなかつた。例えは、母音連続形の「シウ」形が「シユウ」形と交替して矛盾のない音構造として把握される様に変化したのではなかつたか。例えは、母音連続形の「シウ」が二音節として捉えらる様になつた。たゞこの様な変化である。その結果、「シウ」形が「シユウ」形と交替して矛盾のない状態になつたものと想われる。

そして、母音連続形の「シウ」が「シユウ」形に転ずるという現象が、東韻にまで及んだとすれば、漢音系字音に於ける東韻の「シウ」形は、この項には既に、母音連続形となつていた。即ち、喉内韻尾の鼻音性を消失し、母音に転じたものと思われ(注2)。

従つて、「シウ」・「シユ」・「シユウ」三者の関係は、「図二」の如く纏める事が出来る。



漢音系字音に於いて、虞韻・尤韻は「シユ」形に各々定着するとは必ずしも言えないのでなかつたか。漢音系字音に於いても、「珠」・「主」・「僧」(虞韻)等は「シユ」で出現する場合が多いのである。

右述の変化は、サ行(及びア行)でのみ生ずるものである。従つて、母音連続形であるか否か、音構造の捉えられ方、どうした視点かは、サ行(特に「シ」)の頭子音の問題の下位に位置すべきであらう事を付け加えて置きた。

